

コロナに負けるな！木城町事業継続支援緊急給付金支給事業実施要綱

（令和2年 月 日）
（要綱第 号）

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げの急激な減少など、厳しい経営環境に置かれている町内事業者等に対し、コロナに負けるな！木城町事業継続支援緊急給付金（以下「緊急給付金」という。）を支給することにより、町内事業者等の事業の継続及び雇用の維持を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 法人又は自ら事業を行う個人（農業者を除く。以下「個人事業者」という。）が物品の生産や販売、サービスの提供等、当該法人又は個人事業者の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいい、契約による役務の提供等により収入を得る個人事業者で特定の勤務場所のないもの等にあつては、事業活動の場として町長が認める場所をいう。

(2) 町内事業者等 法人及び個人事業者で、緊急給付金の申請をする日において町内に主たる事業所を有するものをいう。

(3) 従業員 常時雇用する従業員をいい、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する従業員をいう。

ア 期間の定めなく雇用されている者

イ 過去1年間以上の期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義及びその読替えは、持続化給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）により国が中小・小規模事業者等に対して給付する給付金をいう。以下「持続化給付金」という。）の給付のため中小企業庁が定めた持続化給付金給付規程（中小法人等向け）及び持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）その他持続化給付金に係る申請要領等で使用する用語の例による。

（支給対象者）

第3条 緊急給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）

は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす町内事業者等とする。

- (1) 令和2年7月1日以前から事業により事業収入を得ており、緊急給付金を申請する日以後も町内で事業を継続する意思があること。
- (2) 令和2年1月から12月までの間（以下「対象期間」という。）において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等による事業収入の減少額等（以下「収入減少額等」という。）が前年同月比で20パーセント以上となる月があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する町内事業者等は、支給対象者としなない。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者
- (2) 持続化給付金の不給付要件に該当する者
- (3) 第1条の目的から支給対象者とするのが適当でないと町長が認める者

(収入減少額等の算定の特例)

第4条 前条第1項第2号の規定は、次に掲げる町内事業者等が収入減少額等を前年同月比で算定することができない場合は、当該市内事業者等の対象期間における任意の1月の事業収入と令和元年中の事業収入の月平均との比較により収入減少額等を算定し、適用する。この場合において、同号中「前年同月比で」とあるのは「前年の月平均との比較で」と読み替えるものとする。

- (1) 令和元年中に設立された法人（個人事業者から法人化したものを除く。）
- (2) 令和元年中に新規開業した個人事業者

2 前項前段に規定する場合のほか、相当の事由により前年同月比で収入減少額等を算定することができない場合又は前年同月比で収入減少額等を算定することが適当でないと町長が認める場合は、前条第1項第2号の規定は、持続化給付金の申請に係る事業収入の減少率の算定方法に準じて町長が定める方法により収入減少額等を算定し、適用するものとする。

(支給額等)

第5条 緊急給付金の額は、従業員数の区分に応じ、次の各号に定める額とし、その支給は、1支給対象者につき1回限りとする。当該支給対象者が町内に複数の事業所を有する場合も、同様とする。

- (1) 一人事業主又は従業員数5人以下 10万円

(2)従業員数 6人以上20人以下 20万円

(3)従業員数 21人以上 50万円

(申請期間)

第6条 緊急給付金の申請受付期間は、令和2年7月22日から令和3年1月31日までの間で町長が別に定めるものとする。

(申請方式)

第7条 緊急給付金の申請は、郵送又は持参により、木城町まちづくり推進課に対して行うものとする。

(支給の申請)

第8条 緊急給付金の申請は、申請者が前条に規定する方式により第6条の申請受付期間内に行うものとする。ただし、町長は、申請者にやむを得ない事由があると認めるときは、同条の申請受付期間の終了後においても当該申請者による申請を受けることができるものとする。

2 申請者は、木城町事業継続支援緊急給付金申請書（様式第1号）

（以下「申請書」という。）及び木城町事業継続支援緊急給付金請求書（様式第2号）に別表に定める確認書類その他町長が必要と認める書類を添えて町に提出するものとする。

(申請書に添付すべき書類等)支給の決定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された申請書その他の書類を受理したときは、速やかに内容を確認し、適正であると認めたときは、緊急給付金の支給を決定し、支給するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 支給対象者から申請期間内に申請が行われなかった場合（第8条第1項ただし書に規定する場合を除く。）は、町長は、当該支給対象者が緊急給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 提出された申請書等に不備があり、町長が確認等に努めたにもかかわらず当該申請書等の補正が行われぬ等、申請者の責に帰すべき事由により緊急給付金の支給ができなかった場合は、町長は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、申請書の提出をもって代えることができる。

(不当利得の返還等)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、支給対象者（緊急給付金の申請を行ったもの及びその支給を受けたものに限る。次項において同じ。）に対し、必要と認める書類の提出を求め、並びに当該職員

に書類及び実地の調査をさせることができる。

2 支給対象者は、前項の規定により町長が行う書類の提出の求め及び調査に対し協力するものとする。

3 町長は、緊急給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により緊急給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った緊急給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 緊急給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、緊急給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、緊急給付金の支給に係る事務が完了する日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第8条関係)

区分	書類等	内容
法人	確定申告書類	確定申告書別表一の控え(1枚) 法人事業概況説明書の控え(2枚)
	令和2年分の対象月の売上台帳等	対象月の売上台帳等
個人事業者	確定申告書類(青色申告)	確定申告書第一表の控え(1枚) 所得税青色申告決算書の控え(2枚)
	確定申告書類(白色申告)	確定申告書第一表の控え(1枚)
	令和2年分の対象月の売上台帳等	対象月の売上台帳等

